令和6年度第1回森林の未来を考える懇談会資料

令和元年度に提出された ** 森林づくりの提言

令和6年5月30日 福島県農林水産部森林計画課

森林づくりの提言

令和元年10月3日

森林の未来を考える懇談会

令和元年10月3日

まえがき

森林は、清らかな水、豊かな実りをもたらす、大地や海を育み、地球温暖化防止や生物多様性保全にも重要な役割を果たすなど、私たちに様々な恩恵をもたらしており、健全な森林の維持、管理を進めていくことは、大切な使命です。

福島県は、豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へと引き継いでいくため、平成17年に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定し、平成18年度からは森林環境税を導入、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成など、緑あふれる県土づくり・心づくりに努めてきました。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災による海岸防災林の流 出や放射性物質の拡散により、森林を取り巻く環境は大きく変化し、森林と 人との関わりが薄れ、森林づくり活動も停滞しました。

こうした状況を踏まえ、平成25年に森林づくり検討委員会により新しい森林づくりを目指した「森林づくり活動推進についての提言」が策定されました。

平成30年6月には、提言のシンボルイベントである「第69回全国植樹祭ふくしま2018」が上皇上皇后両陛下の御臨席を仰ぎ開催され、「育てよう 希望の森を いのちの森を」を大会テーマに開催され、復興に向けて強く歩み続ける福島県民の姿や、国内外から寄せられた温かい御支援に対する感謝の気持ちが広く発信されました。

また、同年11月には「ふくしま植樹祭~ABMORI~」が開催され、全国 植樹祭の開催理念を継承し、未来を担う子供たちに美しいふるさとを継承す るための森林づくりが行なわれました。

これまでの森林づくりによって培われてきた豊かな森林を、次世代を担う未来の子供たちへ引き継ぐため、「みんなで 未来へつなぐ 希望の森林づくり」により、県民一人一人が森林づくりを支え、参加し、積極的に展開されるよう提言いたします。

目 次

まえがき

	ページ
1 森林 づくりについて	1
(1) 森林 づくりの定義	1
(2)森林づくりのテーマ	1
2 森林 づくりを取り巻く環境	1
(1)森林・林業の現状	1
(2) 森林・林業の課題	1
(3) 東日本大震災と森林の被害	2
(4)森林への関心	2
(5) 人と森林との関わり	2
3 森林 づくりの現状	3
(1)森林環境の現状と東日本大震災からの復旧・復興	3
(2) 森林環境教育・学習の現状	3
4 森林づくりの課題	4
(1)森林環境の回復と森林づくり	4
(2) 学校教育と森林づくり	4
(3)人と森林との絆の回復	5
(4) 国際的な取組の推進	6
5 森林 づくりのめざす姿	6
(1)森林づくりは、人づくり	6
(2) 10年後の姿	7
(3) 30 年後の姿	7
6 森林づくりの具体的内容	9
(1)森林づくり意識醸成活動の推進	9
(2)継続的な森林環境教育・学習・活動の推進	9
(3)森林づくり指導者の育成	10

7 森林 づくりの役割分担	11
(1)個人・家庭の役割	11
(2)企業の役割	11
(3) NPO などの団体の役割	12
(4) 行政機関の役割	12
おわりに	14
トピックス	15

1 森林 づくりについて

(1) 森林 づくりの定義¹

福島の豊かな森林の恵みを健全な状態で次世代に引き継ぐため、県民一 人一人が参画する、森林に関する活動。

(以下、「森林づくり」は「もりづくり」と読みます。)

(2) 森林づくりのテーマ

『みんなで 未来へつなぐ 希望の森林づくり』

2 森林づくりを取り巻く環境

(1) 森林・林業の現状 2

本県の森林面積は974千haで県土面積の71%を占め、全国第4位の森林県となっています。この内、個人や市町村などが所有する民有林566千haの中で、人工林の約三分の一は間伐を必要とする4から9齢級(16年生から45年生)、約半分は11齢級以上の高齢級林分であり、単位面積当りの蓄積は505㎡/haと森林資源が充実し、本格的な利用期を迎えています。

また、本県における木材供給量に占める県産材の割合は65%となっています。

(2) 森林・林業の課題

森林資源の充実に対し、民有林の素材生産量は年間成長量1,680千㎡の約3割の538千㎡と低水準で、木材価格の低迷により素材生産が進まないことや、林業の担い手不足等により森林整備の停滞が懸念されます。

また、放射性物質の拡散の影響によるきのこ原木生産の停滞が影響し、 広葉樹林の整備が停滞していることも大きな課題です。

更に、充実した資源を活かす時代となり、伐って、使って、植えて、育

¹ 森林づくりの定義:本文中の記載に加え、「営林活動を除く」。

² 森林面積等の数値は「平成30年福島県森林・林業統計書(平成29年度)」から引用。調査時点は、「事業量」を表すものは平成29年度、「森林資源」については、平成31年3月31日現在。

てる持続可能な森林経営による森林の整備・管理を進めていくことも課題 となっています。

(3) 東日本大震災と森林の被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の大規模な津波によって、海岸防災林の約6割が流失の被害を受けるなど、未曽有の被害規模となりました。また、それに続く東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、森林を取り巻く環境が大きく変化しました。

このような中、行政機関による海岸防災林の復旧工事に加え、県民や企業、NPOなどの団体、学校などにより、放射性物質の影響を受けた森林の復旧・再生に向けた取組が進められています。

(4) 森林への関心

森林は、生態系の保全や木材等の物質生産、地球温暖化の緩和、土砂災 害等の防止や土壌保全、水源かん養、保健・レクリエーションの場の提供 など様々な機能を有し、このような多面的機能³の持続的発揮により、地域 社会の発展と豊かな県民生活の安定向上に大きな役割を果たしています。

その中で、社会から森林に期待される働きとして、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」「地球温暖化防止に貢献する働き」「水資源を蓄える働き」が依然として高いことに加え、「住宅用建材等の木材を生産する働き」への期待が高まってきています。

(5) 人と森林との関わり

森林は人々の生活に密接に関わってきた長い歴史を持っており、木材を 始めとする林産物の供給のみならず、森林が育む豊かな水は、農業や水産 業にも大きな恵みを与えており、地域に根差した酒造りなどの商工業にも

³ 森林の有する多面的機能:「生物多様性保全(生態系保全等)」「物質生産(木材・食料等)」 「地球環境保全(地球温暖化の緩和・地球気候の安定等)」「土砂災害防止/土壌保全(表層崩壊 防止等)」「水源涵養(水資源貯蔵等)」「快適環境形成(気候緩和等)」「保健レクリエーショ ン(行楽等)」「文化(景観・風致等)」

大きな恵みを与えています。

また、人々の暮らしに身近な森林である里山においては、山菜等の食料や薪等の燃料など多くの生活資源を提供してきただけでなく、漆工芸品や桐箪笥、つる細工などの地域産業や文化の形成、特徴のある景観形成にも寄与してきました。

一方で、森林と人との絆が希薄となり、里山の荒廃した姿が見られるようになりました。

3 森林づくりの現状

(1)森林環境の現状と東日本大震災からの復旧・復興

海岸防災林や里山林等の県内各地の森林は、企業やNPOなどの団体、個人による森林ボランティア活動のフィールドとして活用されてきましたが、東日本大震災による海岸防災林の流出や放射性物質の拡散により、平成23年度の森林づくり意識醸成活動の参加者4は、平成22年度に対して70%に減少し、森林づくりフィールドも十分に活用されなくなりました。

このような中、平成25年に「森林づくり活動推進についての提言」が策定されたことを契機に、森林づくりフィールドなどの森林環境の回復が進み、森林づくり意識醸成活動の推進5が図られました。

(2) 森林環境教育・学習の現状 6

ふくしま県民の森などの公の施設⁷や学校林は、森林や樹木を知るといった調べ学習や体感する教育活動、森林環境学習の場を総合的に提供することができる教育資源です。原子力発電所の事故による森林への放射性物質の拡散や森林と人々との関係が希薄になったことで、子供たちの森林に触

⁴ 森林づくり意識醸成活動の参加者:森林整備ボランティア、林業体験、自然観察などの野外活動と、木工体験、森林教室などの屋外活動の参加者数の合計。

⁵ 公の施設の利用者数は、震災前の平成 22 年度に対し、平成 23 年度は 74%に減少したが、平成 26 年度には震災前の水準に回復。

⁶ 本提言においては、「森林環境教育」:森林環境について教育を受けること。「森林環境学習」:自 らの意思で森林環境について学ぶこと。

⁷ 公の施設:ふくしま県民の森フォレストパークあだたら、福島県総合緑化センター、福島県昭和の森

れる機会や、森林を活用して学ぶ機会が減少しています。

また、IT化や学校教育などの時代の流れの中で、森林づくりの環境は 今、大きく変化してきております。

4 森林づくりの課題

(1) 森林環境の回復と森林づくり

ボランティア等による森林づくりは、単に森林整備の推進にとどまることなく、幅広い世代が森林づくり意識醸成活動に取り組むことで、森林を身近に感じ、人と森林の関係性の回復へと繋がることが期待されます。

植栽や森林再生等により森林環境が回復したことで、平成30年度の森林づくり意識醸成活動の参加者は、震災前の平成22年度に対して150%となりました。この機運をつかみ、県民全員が参画する森林づくりの更なる盛り上がりに繋げていく必要があります。

第69回全国植樹祭は、「育てよう 希望の森を いのちの森を」をテーマに開催され、県民参加の森林づくりの見直しを進める良い契機となりました。

(2) 学校教育と森林づくり

持続可能な社会の構築に果たす森林づくりの役割や、木材利用の意義に対する理解を国が推進⁸していることから、森林分野と教育分野の双方から森林環境教育を推進する機運が高まっています。

しかしながら、野外活動などを含む森林環境教育の現場では、指導者の不足や放射性物質の影響により小・中学校における森林環境教育が実施されなくなるなど、森林づくりから遠ざかってしまいました。

また、国が総合的かつ計画的に講ずべき施策として森林環境教育等の充

⁸ 森林・林業基本法における森林環境教育の位置づけ

第1章第3条第2項: (略)森林及び林業に関する国民の理解を深めつつ、林産物の利用の促進が図られなければならない。

第3章第17条:国は、(中略)公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

実を掲げ⁹、森林ESD¹⁰の取組を推進しており、森林づくりの意識醸成活動の一層の推進のため、森林環境教育プログラムの整備やフィールドの提供等に取り組む必要があります。

(3)人と森林との絆の回復

生活習慣や経済情勢の変化などにより、培われてきた人と森林との絆は 希薄になりました。その結果、人の生活に密着していた里山林は荒廃し、 森林に生息する野生動物による農産物被害や、その出没による人の生活圏 での安全確保も脅かされる事態が引き起こされ、地域に根ざした森林文化 の衰退や技術継承の断絶も懸念されます。

森林づくりへの意識の醸成を図り、人と森林との絆を回復させ、野生動物等が出没しにくい環境(緩衝帯)整備に取り組む必要があります。

先人達が森林との関わり合いの中で守り育ててきた森林の歴史とその精神を再認識するとともに、県民が森林に親しむ機会を拡大しながら、森に遊び、森に学び、森に働き、森を守り、森に暮らす、人と森林との関わりを深めていく必要があります。

森林との暮らしをより良いものとするために、失われた森林づくりを取り戻すための人づくり・心づくり対策を、続ける・広げる取り組みが重要です。

また、スギ・ヒノキなどの花粉発生源対策を進めることに対する期待も大きくなっていることから、花粉の少ない苗木に植え替えるなどの対策も必要となってきています。

⁹ 持続可能な開発のための教育(ESD)に関するアクションプログラムがユネスコ総会で採択されたことを受け、国の方針として、関係府省と連携しながら学校の教育課程での森林環境教育を推進することを求めている。

¹⁰ 森林 ESD: 森林分野と教育分野が連携・協働して、双方の視点と価値観を併せ持った活動を展開していくこと。

(4) 国際的な取組の推進

持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)¹¹の中の17のゴールの内、森林の活動が14の目標達成に寄与¹²するとされており、SDGs推進本部が決定した「SDGsアクションプラン2019」には、人材育成として「緑の雇用新規就業者の育成」等が、生物多様性等環境の保全として「林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮」に向けた諸施策等が盛り込まれました。

地球温暖化などの環境問題やSDGsの実施方針などにより、世界規模で森林づくりの必要性、重要性が高まりを見せています。森林の活動の果たすべき役割は大きくなっており、取組の一層の推進が必要です。

5 森林づくりのめざす姿

ふくしまで暮らす私たちは、森林に感謝し、畏れ敬い、多彩な森林文化 を育みながら、人や物を大切にする優しい心を深めてきました。

しかし、未曾有の被害を与えた東北地方太平洋沖地震とそれに続く、原子力発電所の事故は、福島の森林に多大な影響を与え続けており、私たちの日常生活においても、森林は放射性物質の影響を受けたことで、更に、身近な存在ではなくなってしまいました。

(1) 森林づくりは、人づくり

「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を規範とする森林づくりは、震災からの復旧・復興の中で埋もれてしまいましたが、第69回全国植樹祭の開催を契機に、少しずつ取り戻しつつあります。

これを確かなものとし、ふくしまで暮らすことの意義深さを、さらに深

 $^{^{11}}$ SDGs(エス・ディー・ジーズ:持続可能な開発目標):2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダー に記載された 2030 年までの国際目標。

¹² 森林と SDGs: 2017 年に国連森林フォーラムが採択した「国連森林戦略計画 2017-2030」では、「森林の活動が SDGs の 17 目標のうち、実に 14 の目標達成(貧困、飢餓、健康と福祉、教育、ジェンダー平等、安全な水とトイレ、エネルギー、経済成長、技術革新、街づくり、つくる責任つかう責任、気候変動、海の豊かさ、陸の豊かさといった課題対処)に寄与する」 とされる。

化させ、8年間という停滞していた期間を取り戻すために、県民憲章に基づく活動の一層の取組が必要です。

そして、これらの活動により森林の多面的機能が十分発揮されるよう に、森林資源の適切な利用を進めつつ、森林整備を着実に行っていくこと が必要です。

(2) 10年後の姿

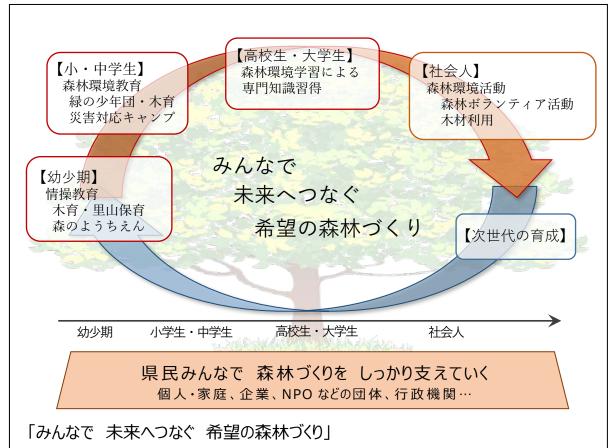
津波で失われた海岸防災林の復旧は順調に進み、育樹が続けられ、放射性物質の影響を受けた森林の再生により、木材の利用も着実に進められています。個人・家庭、企業やNPOなどの団体が主体性をもって積極的に森林づくりに参画するなど、森林づくりが多様化し、幅広い主体によって森林が守り育てられています。

(3)30年後の姿

次世代が主役となる頃、青々と生育する海岸防災林により住民の暮らし は潮風害や津波などから守られ、一方、森林における放射性物質の影響は 減少し、多くの人々が訪れるなど新しい森林と人との関わりが生まれ、森 林は生き生きと活力に満ちています。

県内各地では、特色ある多様な森林文化が継承され、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」が浸透するとともに、建築材から木質バイオマス燃料など、森林の利用が進んでいます。

山菜や清らかな水など、豊かな森林の恵みによって、森林に感謝し、森林の持つ多面的機能の重要性が理解され、「森林と人との共生」の理念が根付き、県民みんなが支える森林づくりによって、多面的機能が十分に発揮される森林となっています。



- 関わり方は年齢などにより変わっても、幼少期から社会人まで、<u>全ての世</u>代・地域の県民に森林環境教育などの森林に関わる機会を創出。
- 全ての世代・地域の県民が森林づくり意識醸成活動に参加することで、<u>人</u>々・地域の繋がりが次世代を育成。
- 地域に応じた<u>多様な森林づくりを個人・家庭、企業、NPO などの団体そ</u> して行政機関などの多様な主体で支え、さまざまな取組を進めていく。

6 森林づくりの具体的内容

「森林づくりのめざす姿」の実現に向けて、次の具体的な取組の実行を提言します。

(1) 森林づくり意識醸成活動の推進

森林づくり意識醸成活動の参加者数は、震災前を上回るまでになりましたが、ふくしま県民の森などの公の施設や、復旧が進む海岸防災林、里山林等の森林づくりフィールドは十分活用されているとは言えません。

ふくしまの森林を身近なものとするため、森林の恵みにより生活が支えられていることを再認識し、森林づくりの大切さを考えるきっかけとなる普及活動をあらゆる媒体を通して行っていくとともに、次の施策の構築が急務と考えます。

- 森林づくりフィールドの整備、積極的な活用促進に向けた施策
- 森林づくりの心を育むためのコンクール・イベントの開催
- ふくしま植樹祭の継続開催等による森林づくり意識醸成活動の推進
- 森林づくりを通し、複合災害からの復興再生に取り組む福島の今を広 く発信し、共感の輪を一層広げていく普及活動の実施

(2) 継続的な森林環境教育・学習・活動の推進

幼少期から成人、高齢の参加者に至るまで広い世代が参加する森林づくり意識醸成活動を推進するためには、それぞれの世代に即した森林環境教育・学習、森林環境活動を提供することが重要です。

情操教育

震災以降、依然として「森はこわい」という認識もあります。里山保育や森のようちえん、木育¹³といった幼少期の情操教育に寄与する森林づくりの理念形成プログラムを実践し、「危険を理解し、森を楽しむ」という認識を広め、森林づくりは大切という認識を身に着けるため、県内600施設、約5万人の幼稚園児、保育園児を対象とし、実践的な計画に基

¹³ 木育:木の良さやその利用の意義を学ぶ活動。

づいて重点的に取り組むことが必要です。

○ 森林環境教育

緑の少年団¹⁴活動などの小・中学生を対象とした森林の中での自然体験活動は、「交友・協調」「適応行動」などの社会的スキルや判断力を育むことができます。

森林づくりの次代を担う「緑の少年団」の育成に向けて、教育機関との積極的な連携のもと、森林環境教育指導者¹⁵の派遣による学校林を活用した野外教育活動や森林教室の企画などに、積極的に取り組むことが必要です。

更に、森林・林業を多面的・総合的に捉え、学校教育の中で子供たちに分かり易く説明できる副読本などの教材の提供を積極的に検討する必要があります。

また、災害発生時などに自分で考え行動する力をつけることができる「災害対応キャンプ」¹⁶は、重要な自然体験活動の一つです。

○ 森林環境学習·活動

高校生や大学生には、より専門的知識の習得を目的とした森林環境学習の機会を提供し、社会人にはライフスタイルに応じた森林環境活動などへの参加を促します。全ての世代に森林に関わる機会を創出することで森林づくりへの意識醸成を促進します。

(3) 森林づくり指導者の育成

福島県は三地方の気候や風土が異なり、森林環境も異なります。

それぞれの地域に密着した特色のある活動ができる森林づくり指導者の 育成を強化する必要があります。

¹⁴ 緑の少年団:次代を担う子供たちが緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふる さとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体。県内に は 112 団体が設立されている。

¹⁵ 森林環境教育指導者:もりの案内人、グリーンフォレスターなど、森林づくりを実践指導できる指導者。インタープリターとしての役割も持ち、森林インストラクターを含む。

^{16 「}災害対応キャンプ」トピックス4参照

県は、地域性にも配慮した森林環境教育プログラムを作成し、地域で活動する団体等に提供することで、教育機関と連携を図りながら、教育現場における教員の負担軽減も考慮していく必要があります。

「もりの案内人」¹⁷や「グリーンフォレスター」¹⁸の登録者は地域や世代に偏りが見受けられるため、世代交代等により活動が停滞することの無いよう、引き続き養成を図り、フォローアップ研修等を実施することで、自発的に地域の指導者として活動するための支援を行っていくことが必要であると考えます。

また、森林内での活動におけるリスクマネジメント等の安全管理研修を 開催し、取組を支援していくことも重要です。

7 森林づくりの役割分担

森林づくりの課題解決に向けては、様々な実施主体が各々の役割をしっかり担っていくことが大切です。

次に、「森林づくりのめざす姿」の具体的な取組に向けた役割分担について提言します。

(1) 個人・家庭の役割

森林環境教育・学習・活動を通して森林づくりに関心を持ち、緑の募金活動、NPOなどの団体、企業、市町村などが開催する森林づくりイベントへ参加などの緑化活動に取り組みます。

また、SNSを利用した情報発信・拡散、そして家庭内での森林づくり等に関する情報の共有なども、個人・家庭の重要な役割であると考えます。

(2)企業の役割

企業の森林づくり活動は、企業が森林づくりを社会貢献・環境貢献活動

¹⁷ もりの案内人:森林とのふれあいを通して森林の重要性等を県民に伝えるボランティアの指導者。 「もりの案内人養成講座」受講後、合格者を県が認定。

¹⁸ グリーンフォレスター:森林整備活動等において林業の重要性や技術などを広く県民に伝えるボランティアの指導者。「森林ボランティアリーダー育成講座」受講後、合格者を県が認定。

の場、社員・家族の福利厚生、環境教育の場として活用し、森林づくりの 成果を二酸化炭素吸収量として県の認証を受けることができるメリットが あります。

国・県・市町村などが企業と連携して積極的にフィールドの提供を図り、森林づくりボランティア等を受け入れる体制を構築、運営することで、「森林づくり協定」の締結等を促進し、森林づくりの活動を促進していくことが必要であると考えます。

(3) NPO などの団体の役割

NPOなどの団体は、県、市町村と連携し、地域との協力体制により、個人や企業などが参加しやすい、森林づくり意識醸成活動に関するイベント等の自発的な開催を担っていく重要な存在です。

森林づくりフィールドや活動内容、地域関係者等の情報を共有するため の森林づくりネットワークの体制を強化し、参加する個人などに情報発信 することで森林づくりの促進を図っていくことが必要であると考えます。

(4) 行政機関の役割

森林づくりの推進において、森林・林業行政や教育機関などの行政機関の果たすべき役割は大きく、企業などの実施主体への積極的、且つ適切な支援施策の構築などにより、森林づくりの意識醸成活動が促進されます。

行政機関は、森林に関する問題を現代社会の課題、地域の課題として捉えることで、地域住民への普及啓発を積極的に展開し、NPOなどの団体への一層の育成・支援に取り組むことが必要です。

また、幼少期の情操教育や小中学校の総合的な学習の時間における身近な森林の活用や、青少年が森林づくりについて体験・学習する機会の提供等を教育課程に積極的に取り入れることが必要であると考えます。

県民の誰もが森林づくりに参加できる手法の検討や、県民・企業等に森

林づくりの重要性を広く普及啓発することに加え、森林ESDの浸透に向けた働きかけ、森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持った教育活動を促進させることや、県や市町村の有する森林の提供などによる森林づくりフィールドの確保など、積極的な支援が必要であると考えます。

なお、森林づくりに関する支援と併せて、充実した森林資源の活用に向けた林業事業体等への積極的な支援等、生業としての林業への施策も必要であると考えます。

おわりに

この提言により、長期的な視野のもと「みんなで 未来へつなぐ 希望の森林づくり」をめざし、ふくしまで暮らすことの意義深さを認識し、特色ある多様な森林文化が継承され、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」が浸透していくことが重要です。

そのために、森林・林業の現状を踏まえて、林業を産業にしっかりと結びつけるとともに、個人・家庭、企業、NPOなどの団体、行政機関などが一体となった県民運動として森林づくりを推進していくことが必要です。

県民一人一人が森林づくりに参画し、健全な森林が次世代に引き継がれる ための有効な施策が展開されることを要望します。

森林文化のくに・ふくしま県民憲章

(平成17年11月20日制定)

(前文)

ふくしまには豊かな森林、そして清流、湖沼、海、澄んだ空があります。

私たちは、遠い祖先のころから、森林に育まれた多くのいのちの一員として生きてきました。そして、森林に感謝し、畏(おそ)れ敬い、多彩な森林文化を育みながら、人や物を大切にする優しい心も深めてきました。

しかし、ときにこの感謝や畏(おそ)れ敬う気持ちを忘れ、母なる森林やそこに棲 (す)む多くのいのちを傷つけることもしました。

今、私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を 次世代に引き継ぐ責務があると考えます。

そのためには、私たち一人一人が、森林の恵みにより生活が支えられていることを 理解し、森林づくりの大切さを考え、今できる身近なことから行動することが大切で す。

私たち一人一人は、ここに、豊かな森林文化のくに・ふくしまを創ることを誓い、 この憲章を制定します。

(本文)

わたしたちは、

- 1.森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2.森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3.森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4.森林を守り育て、未来につなぎます。

トピックス 1

「第69回全国植樹祭ふくしま2018」の開催

平成30年6月10日、上皇上皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、南相馬市原町区雫地区で第69回全国植樹祭が開催されました。「育てよう希望の森をいのちの森を」を大会テーマに、復興に向けて力強く歩み続ける福島県民の姿や、国内外から寄せられた温かい御支援に対する感謝の気持ちが広く発信されました。

式典行事では、上皇上皇后両陛下によるお手植え、お手播きなどの他に、民俗芸能や震災からの復興を象徴するアトラクション、全国の都道府県と駐日外国公館への東日本大震災の支援への感謝の気持ちを添えた「三春滝ザクラ」、「はるか」の苗木の贈呈や、平成28年度から県内の全市町村を巡った「森林との絆づくり植樹リレー」のゴールセレモニーなども行われました。

海岸防災林約 4.6ha の植樹会場では、苗木のスクールステイ・ホームステイなど多くの 県民の皆さんが育てたクロマツやコナラの苗木約 14,500 本の記念植樹が行われました。 関連行事を含めて約 49,000 人が参加しました。





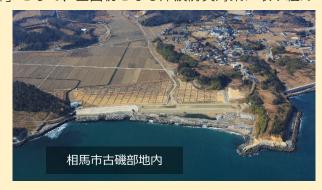
トピックス 2 東日本大震災からの復興状況

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」では、広範囲の強い地震と大規模な津波により、浜通り地方の海岸防災林の約6割に樹木の倒伏及び流出等の被害が発生しました。更に、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、未曽有の被害規模となり、「東日本大震災」と称されました。

「県民の生命と財産を守る海岸防災林」として、全国初となる津波防災対策に取り組ん

だ復旧を行い、延長は約 40km に渡って概ね 200mの林帯幅を確保し、面積620ha の整備を進めています。

また、海岸防災林の植栽は県民参加の森林づくり活動としても取り組み、海岸林を県民全体で守り、育て、次の世代に引き継ぐために、34,000人が参加し、23.4haに 239,000 本を植栽しました。



トピックス 3 里山での野生鳥獣害対策

かつて里山は、人が生業の場として利用することにより、野生鳥獣が出没しにくい空間となってきました。それは、生産活動や日々の生活利用による人の圧力が効いていたことや、下刈り・除間伐など森林整備により見通しが良くなっていたためと考えられています。

ところが、現在の里山は、人による利用が 減少し、人の圧力が効かなくなっているばか りでなく、森林整備が進まず、林床も暗く、 林縁部も藪化して外から林内を見通すことが 困難な里山が多くなっています。



こうした里山を野生鳥獣が隠れ場や山からの移動ルートとして利用しており、そうした 個体が農作物等被害を起こしていると考えられています。

そこで、県内では、集落ぐるみで野生鳥獣の利用する里山の状況を把握し、下刈りや除間伐を行い、見通しをよくした上で農地の境に電気柵等の進入防止柵を設置する取り組みが広がっています。

トピックス 4 災害対応キャンプ

東日本大震災で未曽有の災害を経験した福島県だからこそ、学ぶ意義の大きい「災害対応キャンプ」。

このキャンプ体験は、東日本大震災の経験を活かし、単にアウトドア体験というだけではなく、災害発生時に役立つアウトドア技術を学び、自分で考え行動する力をつけることができる活動です。

ふくしま県民の森フォレストパークあだたらでは、平成 30 年 8 月 \sim 11 月に 3 回開催し、132 名が参加しました。



令和元年度も開催しており、重要な取組の一つとして今後も開催していきます。

~ 森林づくりの提言 ~

【提言のテーマ】 「みんなで 未来へつなぐ 希望の森林づくり」

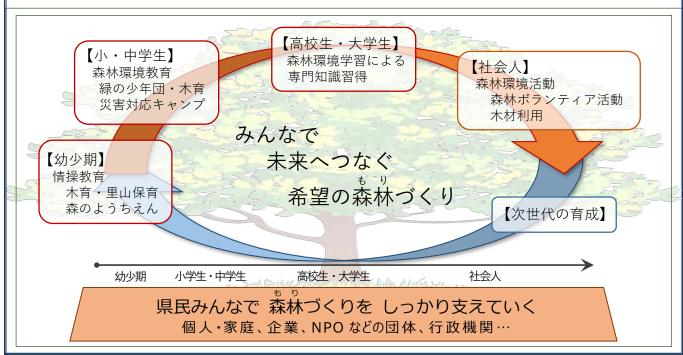
【森林づくりの定義】 福島の豊かな森林の恵みを健全な状態で次世代に引き継ぐため、 県民一人一人が参画する、森林に関する活動

■ 背景

- 平成25年「森林づくり活動推進についての提言」から5年が経過した
- 「第69回全国植樹祭」の開催を契機に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を規範とする森林づくりを取り戻しつつある
- 豊かな水を育むなど、森林の有する多面的機能の持続的な発揮は、県民全員が恩恵を享受している
- 森林・林業基本計画において森林環境教育とESDの連携について記載され、森林づくりはSDGs の多くの目標達成に貢献している

■ めざす姿

- 個人・家庭、企業やNPOなどの団体が主体性をもって積極的に森林づくりに参画するなど、森林づくりが多様化し、幅広い主体によって森林が守り育てられている
- ふくしまで暮らすことの意義深さを認識し、特色ある多様な森林文化が継承され、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」が浸透している
- 豊かな森林の恵みによって、森林に感謝し、森林の持つ地球温暖化防止等の多面的機能の重要性が理解され、森林資源が活用されるなど「森林と人との共生」の理念が根付いている



■ 具体的内容と役割分担

- 森林づくりの具体的内容
 - ・森林づくり意識醸成活動の推進~森林づくりフィールドの整備と活用、ふくしま植樹祭の開催など
 - ・森林環境教育・学習・活動の推進~森林づくりの理念形成プログラムの実践など
 - ・森林づくり指導者の育成〜地域に密着した森林づくり指導者の育成
- 森林づくりの役割分担 様々な実施主体がそれぞれの役割を担って森林づくりを支えていく